

ガソリンのギフト券の取扱店の資格は、全国石油業共済協同組合連合会の会員である石油協同組合の組合員に限定されていましたが、利用機会の拡大に対応できるように組合員以外であっても全石連が特に認めた場合は取扱店となれる内容に改定します。
改定された約款は令和6年5月1日から有効になります。

改正約款	現行約款
第2条(取扱店の資格) 取扱店の資格は、次のとおりとする。 <u>(1)全石連の会員である石油協同組合の組合員</u> <u>(2)前号のほか、全石連が特に認めた者</u>	第2条(取扱店の資格) 取扱店は、全石連の会員である石油協同組合の組合員でなければならない。
第17条(附則) この約款は、 <u>令和6年5月1日</u> から効力を生ずる。	第17条(附則) この約款は、令和3年4月1日から効力を生ずる。

参考:ガソリンのギフト券 取扱店約款 全文(令和6年5月1日以降)

第1条(本約款の目的)

全国石油業共済協同組合連合会(以下、「全石連」という。)が発行するガソリンのギフト券(資金決済に関する法律(平成21年法律59号)第3条第1項第1号が定める前払式支払手段。以下「ギフト券」という。)を取扱う取扱店(以下、「取扱店」という)は、本約款に従って、全石連と取引を行うものとする。

第2条(取扱店の資格)

取扱店の資格は、次のとおりとする。

- (1)全石連の会員である石油協同組合の組合員
- (2)前号のほか、全石連が特に認めた者

第3条(取扱店の申込、審査、登録)

- 1 取扱店になろうとする者は、全石連に対して所定の申込書を提出する。
- 2 全石連は、前項の申込の内容が、資金決済に関する法律、関連法令、及び一般社団法人日本資金決済業協会の定める自主規制(以下、これらを合わせて「法令等」という。)に適合することを審査する。
- 3 全石連は、前項の審査の結果、申請者を取扱店として登録する場合は、取扱店コード、登録日を申請者に通知する。
- 4 申請者は、前項の登録日をもって取扱店となる。

第4条(取扱店の表示、協力)

- 1 取扱店は、全石連が提供する取扱店である旨を表示するポスター等を店舗又は施設内の見やすい場所に掲示する。
- 2 取扱店は、全石連からギフト券の告知に関して、店舗又は施設内の見やすい場所へポスターを掲示すること、あるいはチラシの配布等を求められたときは、これに協力する。
- 3 取扱店は、第14条に基づき本約款に基づく取引を終了したときは、直ちに第1項のポスター等を撤去しなければならない。

第5条(販売商品、ギフト券との引換)

- 1 取扱店が、ギフト券と引換えに販売する商品(役務を提供する場合を含む。以下、「商品等」という。)は、次のものに限る。
 - 一 取扱店が、取扱店の店舗又は施設内で販売する商品等
 - 二 その他全石連が承認した商品等
- 2 取扱店は、ギフト券と引換えに次の商品等を販売してはならない。
 - 一 公序良俗に反する商品
 - 二 禁制品
 - 三 青少年の育成に不適切と認められる商品
 - 四 その他、販売が法令上許されない商品
- 3 取扱店は、商品と引換えにギフト券を回収するにあたり、取扱要項を遵守しなければならない。
- 4 取扱店は、全石連から次の照会を受けたときは、すみやかに回答しなければならない。
 - 一 商品等に関する照会
 - 二 ギフト券の取扱いに関する照会
 - 三 ギフト券の管理の状況に関する照会
- 5 取扱店は、偽造又は変造されたギフト券を発見したときは、すみやかに全石連に報告しなければならない。

第6条(換金請求)

取扱店は、商品と引換に回収したギフト券を、全石連が指定する一定期間ごとに、全石連が指定する場所へ送付して、換金請求を行う。

第7条(情報の提供)

- 1 全石連は、一般消費者に対して、ギフト券の取扱い、使用方法、その他ギフト券に関する情報を、全石連のホームページ、又はその他の媒体により、常時提供し、ギフト券の普及に努める。
- 2 全石連は、取扱店に対して、前項と同様の手段により、ギフト券の取扱等に関する情報を適宜提供する。これらの事項に追加、変更があったときも同様とする。
- 3 全石連は、取扱店からギフト券の取扱に関する質問を受けたときは、すみやかに回答する。

第8条(表明)

- 1 取扱店は、現時点及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。
 - 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、併せて「反社会的勢力」という。)であること

- 二 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し又は経営に関与していること
 - 三 反社会的勢力を利用していること
 - 四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること
 - 五 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- 2 取扱店は、自ら又は第三者を利用して、全石連又はその関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを、確約する。

第9条(取引停止、登録の取消し)

- 1 全石連は、取扱店に次の事項に該当する疑いが生じたときは、取扱店に対し、いつでも照会し、釈明を求めることができる。
- 一 第5条2項で定める商品等を販売していること
 - 二 第8条の表明に反すること
 - 三 全石連が取扱店に報告又は照会を求めた事項につき、重大な事実の相違又は虚偽があること
- 2 全石連は、前項の照会・求釈明に対する回答が取扱店からなされるまでの期間、本約款に基づく取引を停止することができる。
- 3 全石連は、取扱店が第1項各号に違反したことが判明したとき、又は第1項の照会・求釈明に対し、合理的な期間内に誠実な回答を行わないときは、ただちに取扱店の登録を取り消すことができる。
- 4 取扱店は、全石連が前2項に基づき、取引を停止し、又は登録を取消した場合、全石連に対し、名目・理由を問わず、金銭の請求をすることができない。

第10条(譲渡禁止等)

取扱店は、本約款に基づく地位又は個別の取引によって生ずる金銭債権を、第三者に譲渡し、又はこれに質権、もしくは譲渡担保その他の権利の設定を行ってはならない。

第11条(個人情報の保護及び秘密保持)

- 1 取扱店は、ギフト券の取扱いに関連して知ったギフト券の保有者に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律第4章の定めに従って、適切に取り扱わなければならない。
- 2 全石連は、取扱店を通じて前項の情報を入手した場合、全石連の個人情報保護方針に従って適切に管理する。
- 3 全石連又は取扱店は、本約款又は個別の取引に基づき、相手方から開示された相手方の事業に関する秘密を、第三者に漏えいしてはならない。

第12条(届出)

- 1 取扱店は、次の事項が生じた場合、ただちに全石連に対し届出なければならない。
- 一 営業を停止したとき
 - 二 揮発油販売業を廃業したとき
 - 三 石油協同組合を脱退したとき
 - 四 商号、代表者、本店住所、主要株主に変更が生じたとき
- 2 取扱店が本店住所の変更の届出を怠り、全石連が取扱店の従来の住所に通知をした場合、その通

知は通常到達すべき時に取扱店に到達したものとみなす。

第13条(取扱店の脱退)

取扱店は、ギフト券の取扱いをやめるときは、1 か月前までに全石連に対し、取扱店からの脱退の通知を行うことにより、本約款に基づく取引を終了することができる。

第14条(取引の終了)

本約款に基づく取引は、次の事由により終了する。

- 一 全石連が、第9条第3項に基づき、取扱店の登録を取消したとき
- 二 取扱店が、第12条第1項第一号から第三号に該当したとき
- 三 取扱店が、前条に基づき、取扱店から脱退したとき
- 四 全石連が、法令に基づき、ギフト券の発行を停止又は終了したとき

第15条(紛争の処理、合意管轄)

全石連と取扱店との間で、本約款の解釈、契約の履行方法、その他の事項に関して疑義が生じ、あるいは紛争が発生したときは、双方誠意をもって協議解決する。万一訴訟となった場合は、東京地方裁判所を第1審の専属管轄とする。

第16条(本約款、取扱要領の改定)

- 1 全石連は、法令等の変更にともない、取扱店の同意なく、本約款及び取扱要領を変更することができる。
- 2 前項の場合、全石連は、変更の効力発生日の1 か月前までに、本約款または取扱要領を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を全石連のホームページにて告知する。

第17条(附則)

この約款は、令和6年5月1日から効力を生ずる。

以上